

緊急事態宣言の再発令に伴う遠隔授業の開始について

令和3年1月13日（水）

在学生・保護者の皆さんへ

学生・教職員の皆さんへ

倉敷市立短期大学

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、1/8～2/7（31日間）を期間として、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県（1都3県）を対象に、緊急事態宣言が行われました。大学に対して休講要請はありませんが、全国各地における感染拡大状況を鑑み、以下の実施期間において、すべての授業において、原則、遠隔授業を行うこととします。学内への入構に関しては、原則禁止としますが、以下に示す場合については例外として許可します。遠隔授業への切り替えに向けて準備を進めて頂くようにお願いします。

学生・教職員の皆さんは、「新しい生活様式」を実践し、不要不急の外出や会食を控え、経過観察等による体調管理を行い、これまで以上に感染防止に努めるようお願いします。

記

1. 実施期間は1月18日（月）～2月17日（水）とします。
2. 授業の課題、卒業研究で利用するなどの場合、入構を許可します。
 - ・WiFi環境・情報機器等がない学生に対しては、短大での受講を許可します。
 - ・情報室・CAD室、ピアノ教室、両学科の実習施設（造形）の利用を許可します。
 - ・授業の受講場所および方法については別途連絡します。

3. 学内への入構について

原則入構禁止とします。但し、入構が必要だと考えられる以下の場合については許可します。申請は必要ありません。

- 1) 遠隔授業の受講
- 2) 図書館の貸し出し等の利用
- 3) 卒業研究・特別研究等に関する活動
- 4) 卒業研究発表会、こどもの森、卒業・修了制作展等に関する活動
- 5) 追試の手続き
- 6) 就職活動・進学対策等に関する活動
- 7) 実習・インターンシップ等のための活動
- 8) 授業・奨学金・悩み等に関する相談
- 9) その他（学生部へメール等にてご相談ください）

3. 課外活動（実習・インターンシップ等を除く）およびクラブ活動については、学内外の活動に関わらず、当分の間中止とします。
4. 卒業研究発表会，こどもの森，卒業・修了制作展等の実施方法については各学科で今後決定されますのでそれにしたがってください。
5. 不要不急の移動自粛をお願いしますが，やむを得ない場合は，最大限の感染防止を努めてください。現在の対象から拡大した場合も同様です。

以上